

令和 年 月 日

誓 約 書

私は、福祉車両（以下「車両」という。）の利用にあたり、下記の事項について誓約いたします。

- 1 利用中に生じた事故については、車両が加入している保険の範囲内での保障しか請求いたしません。
- 2 事故に関する一切の責任について、社会福祉法人木曽町社会福祉協議会に問うことは致しません。
- 3 車両に損害を与えた場合は、すみやかに原状回復します。
- 4 その他、裏面の「福祉車両利用上の注意」に記載されている事項を遵守します。

申 請 者 氏名 _____ 印

運 転 者 氏名 _____ 印

（運転者が申請者の場合、申請者欄のみ）

社会福祉法人木曽町社会福祉協議会 会長 様

福祉車両利用上の注意

1 遵守事項

- ① 福祉車両は、社会福祉法人木曽町社会福祉協議会が管理する財産です。大切に使用してください。
- ② 使用中は体調管理に注意し、交通ルールを守り、常に安全運転を心がけてください。また、目的地における駐車場の確保を行い、路上駐車等の迷惑行為を行わないでください。
- ③ 車両の燃料費は実費をご負担ください。（返却時に「満タン」にしてお返しください。）
- ④ 車内は禁煙とし、車両の返却の際は車内清掃を行って車内美化にご協力ください。
- ⑤ 次の事象が発生したときは、速やかに社協へ連絡し指示に従ってください。
 - (ア) 利用中に利用申請内容の変更が生じた場合（目的地の変更、利用目的以外の利用など）
 - (イ) やむ負えない理由により、運転者を変更しなければならない場合
 - (ウ) 車両の故障により、修理等の処置をしなければならなくなった場合
 - (エ) 事故が発生した場合（事故が発生した場合は人命尊重の立場から法令に基づく処置を行った後、速やかに社協に連絡し指示に従ってください。）
 - (オ) 交通違反をした場合
- ⑥ 対人、対物等の事故が発生した場合、許可なく相手方と示談行為を行わないこと。
- ⑦ 車両使用中の事故（リフト等による機械器具誤操作による事故、車両昇降前後の移動中の事故等を含む）に対する補償は、上記、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の範囲とし、保険の対象とならない損害賠償等一切の責任は、誓約書に記名・押印した者で負担していただきます。
- ⑧ 本会が加入する自動車損害賠償責任保険並びに自動車保険を適用する、しないにかかわらず、事故原因が運転者に起因する場合は、費用の3分の1の額を誓約書に記名・押印した申請者に請求いたします。ただし、3万円を上限といたします。
（運転者が加入する「他車運転危険補償特約」保障を適用する場合はその限りではありません。）
- ⑨ 理由のない運転者の交代、車両の目的外使用、他者への転貸は認めません。
- ⑩ 運転者が利用者の親族以外の場合は、必ず、社協が指定するボランティア保険に加入していただきます。（実費負担をお願いします。）

2 保険内容	車 両 保 障	全損害担保	免責無
	対 人 賠 償	無制限	
	対 物 賠 償	無制限	免責無
	人身傷害補償	5000 万円	
	障害定額給付	死亡 1000 万円	治療 標準型